



15消安第 6360号
平成16年 2月26日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

牛のせき柱を飼料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第4号。以下「改正省令」という。）が公布され、5月1日から施行することとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が、平成15年11月21日に食品安全委員会より示されたところである。

現在、飼料については、特定部位（牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項に規定する特定部位をいう。以下同じ。）についてはと畜場における焼却が義務付けられていることを前提として、牛海綿状脳症のまん延防止を図るためのリスク管理措置を講じている。

しかしながら、牛のせき柱については、これまでの特定部位と異なり、と畜場での焼却が義務付けられていないことから、牛のせき柱を飼料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じる必要がある。

このため、牛等（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）用飼料について、レンダリング処理された反すう動物由来の動物性油脂の使用を禁止するとともに、家畜等（牛等を除く。）用飼料について、牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについての農

林水産大臣の確認制度の導入等を行うこととし、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の概要

1 成分規格について

- (1) 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ（図参照）。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であって反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならないこととされた（省令別表第1の4の（1）のウ）。
- (2) 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含んではならないこととされた（省令別表第1の4の（1）のエ）。

2 製造方法の基準について

- (1) 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）は、牛等を対象とする飼料に用いてはならないこととされた（省令別表第1の4の（2）のイ）。
- (2) 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料に用いてはならないこととされた（省令別表第1の4の（2）のウ）。

3 使用方法の基準について

- (1) 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等に対し使用してはならないこととされた（省令別表第1の4（3）のア）。
- (2) 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）に対し使用してはならないこととされた（省令別表第1の4の（3）のイ）。

4 保存方法の基準について

- (1) 動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた（省令別表第1の4の（4）のア）。
- (2) 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製

造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならないこととされた(省令別表第1の4の(4)のイ)。

(3) 動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならないこととされた(省令別表第1の4の(4)のウ)。

5 表示の基準について

(1) 動物性油脂を含む家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、対象家畜等を表示することとされた(省令別表第1の1の(5)のイの(オ))。

(2) 確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である旨を表示しなければならないこととされた(省令別表第1の4の(5)のイ)。

(3) 確認済動物性油脂(反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。)を含む飼料には、次の文字を表示しなければならないこととされた(省令別表第1の4の(5)のウ)。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること)。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

第3 動物性油脂又は動物性油脂を含む飼料の表示について

省令別表第1の5の(5)に規定する動物性油脂又は動物性油脂を含む飼料の主な表示方法については、別紙を参照されたい。

第4 帳簿の備付けについて

動物性油脂は、その由来する動物種、不溶性不純物の含有量の違いにより、使用できる対象家畜等が異なることとなることから、飼料又はその原料として用いることができる動物性油脂については、当該油脂の製造に用いられた原料の種類、収集先等が確認できるよう、動物性油脂の製造業者にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第52条の規定に基づき、動物性油脂の原料の由来(確認済動物性油脂又は特定動物性油脂の別、由来する動物種等(家きん由来、豚由来、牛由来又は回収食用油をいう。)の別をいう。)を帳簿に記載するとともに、同条に準じて製造に係る不溶性不純物の含有量の管理、記録を励行することとする。また、原料収集先の一覧表を備えることとする。

配合飼料製造業者等において動物性油脂を使用する場合は、当該油脂の由来(原料及び回収食用油についてはその回収先等)が確認できるもののみを使用することとする。

第5 施行期日等

1 改正省令は、平成16年5月1日から施行することとされた。

2 大臣確認については、施行期日前においても行うことができることとされた。

また、改正省令の施行前に製造された飼料については、平成16年6月30日までは、なお従前の例によることができることとされた。

- 3 なお、施行期日前の大臣確認については、①施行期日において大臣確認を受けていない工程で製造した場合には飼料安全法第4条の規定に違反することとなること、②他方、確認申請から大臣確認までの間には現地調査が必要であるなど所要の日数を要すること、③この場合の所要の日数について業者間で不公平が生じることをできるだけ避ける必要があることから、現地調査等の手続を計画的に進めていく必要がある。このため、平成16年4月中旬を目途にその時点で現地調査が可能な事業場について一斉に現地調査を行い、不十分な事業場における製造工程については、再度、現地調査を行うこととするので、御了知頂くとともに、早期に確認申請をされるよう御協力いただきたい。

また、改正省令の施行前に製造された飼料で確認済動物性油脂を含むものは改正省令の施行前であっても確認済動物性油脂を含む旨の表示を行っても差し支えない。

○表示例 2（牛等以外用動物性油脂）

飼料の名称	○○○○
飼料の種類	動物性油脂（回収食用油）（注 1）
対象家畜等	牛、めん羊、山羊及びしかを除く家畜等（注 2）
製造年月	平成○○年○○月
製造業者の氏名又は名称 及び住所	○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地
製造事業場の名称 及び所在地	○○株式会社○○工場 ○○県○○市○○町○○番地
不溶性不純物	○. ○○%以下
含有する飼料添加物の名称及び量 エトキシキン	○○%
使用上及び保存上の注意（注 2）	
1	この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
2	この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。
[注意]（注 2）	
	この飼料は、確認済動物性油脂（反すう動物に由来するものを含む）です。

注 1：飼料の種類の記事方法

- ① 回収食用油の場合は、回収食用油である旨を記載する。
- ② 混合油脂の場合は、混合油脂である旨を記載する。

（飼料の種類の記事例）

動物性油脂、動物性油脂（回収食用油）、動物性油脂（混合油脂） 等

注 2： 反すう動物由来の油脂を含む（可能性のある）動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）については、対象家畜等、使用上及び保存上の注意並びに確認済動物性油脂（反すう動物に由来するものを含む）である旨を記載する。

○表示例 3（動物性油脂を原料とした粉末油脂）

飼料の名称	○○○○
飼料の種類	混合飼料（粉末油脂）
製造年月	平成○○年○○月
製造業者の氏名又は名称 及び住所	○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地
製造事業場の名称 及び所在地	○○株式会社○○工場 ○○県○○市○○町○○番地
原料とした動物性油脂中の 不溶性不純物	○. ○○%以下
含有する飼料添加物の名称及び量 エトキシキン	○○%
原 材 料 名（注） 特定動物性油脂、カゼイン	

注： 原材料として特定動物性油脂を使用している場合は、原材料名に「特定動物性油脂」と記載する。

特定動物性油脂以外の動物性油脂を使用している飼料にあつては、

- ① 反すう動物由来の油脂を含まない場合は、原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂（反すう動物に由来しないもの）である旨、及びほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料に使用できない旨を記載する。
- ② 反すう動物由来の油脂を含む（可能性のある）場合は、対象家畜等、使用上及び保存上の注意並びに原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂（反すう動物に由来するものを含む）である旨を記載する。

○表示例 4 (動物性油脂を使用している配合飼料)

飼料の名称	○○印○○用配合飼料○○○		
飼料の種類	○○用配合飼料		
製造年月	平成○○年○○月		
製造業者の氏名又は名称及び住所	○○○株式会社	○○県○○市○町○丁目○番地	
製造事業場の名称及び所在地	○○株式会社○○工場	××県××市×町×丁目×番地	
対象家畜等	ほ乳期子豚(体重が30kg以内の豚)		

含有する飼料添加物の名称及び量 ○○マイシン ○○g力価/トン
 ビタミンC、ビタミンA、○○○、○○○

[注意] 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。
 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。
 3 この飼料の原材料に使用している動物性油脂は、確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)及び特定動物性油脂です。(注1)

使用上及び保存上の注意(注2)

- この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること)。
- この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

原材料名等 (注1)

原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	70%	とうもろこし、マイロ、(大麦)
その他	10%	動物性油脂、特定動物性油脂

(注)

- 原材料名は、配合割合の大きい順である。
- ()内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

注1： 原材料として特定動物性油脂を使用している場合は、原材料名に「特定動物性油脂」と記載する。

特定動物性油脂以外の動物性油脂を使用している場合にあつては、

- 反すう動物由来の油脂を含まない場合は、原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂(反すう動物に由来しないもの)である旨を記載する。
- 反すう動物由来の油脂を含む(可能性のある)場合は、原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)である旨を記載する。

注2： 使用上及び保存上の注意の記載について

反すう動物由来動物性油脂を含む(可能性のある)動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)を使用している飼料の場合に記載する。